

○文部科学省令第二十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）附則第十八項及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定に基づき、並びに教育職員免許法を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

文部科学大臣 阿部 俊子

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>7 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 幼稚園教諭の一種免許状 学士の学位を有すること（学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験、地域限定保育士試験（同法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験をいう。次号において同じ。）若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この号及び次項第三号において「児童福祉法等一部改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。次項第三号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により児童福祉法等一部改正法の施行の日前に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験及び児童福祉法等一部改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験をいう。次号において同じ。）に合格していること。</p> <p>二 幼稚園教諭の二種免許状 児童福祉法第十八条の六第一</p>	<p>附則</p> <p>7 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 幼稚園教諭の一種免許状 学士の学位を有すること（学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。</p> <p>二 幼稚園教諭の二種免許状 児童福祉法第十八条の六第一</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験、地域限定保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。</p> <p>8 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 次に掲げる施設の保育士（当該施設が児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある場合にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る児童福祉法等一部改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。）</p>
<p>イㄱハ 「同上」</p>	<p>号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。</p> <p>8 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）</p>

別記第一号様式を次のように改める。

（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状

本籍地

氏名

（旧姓）

（通称名）

年 月 日生

右の者に（教育職員免許法）（第 条）の定めるところにより（左記）の教科について（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状を授与する。

（記）

年 月 日

授与権者 印

（番号）

授与条件

備考

一 記載は、次に定めるところによるものとする。

ア 「（教育職員）」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立教科教諭」又は「特別支援学校自立活動教諭」のように記入すること。

イ 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍・地域（国籍又は戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省

令第九十四号)第三十六条の二各号に掲げる地域をいう。)を記入すること。

ウ 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百十二号。エにおいて「昭和三十六年改正法」という。)附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「(教育職員免許法)」の箇所は、「教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百十二号)」と記入すること。

エ 免許法第十六条、第十六条の二、附則第八項若しくは附則第十一項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「(第 条)」の箇所は、それぞれ「第十六条」、「第十六条の二」、「附則第八項」若しくは「附則第十一項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ 「(左記の教科について)」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

カ 教科等の定めのない免許状の場合は、「(記)」の欄は設けないこと。

キ 「(番号)」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ク 「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

(ア) 専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七十二条第二項に規定する大学院での専攻（十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。）

(イ) 単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称

(ウ) 学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関（学部、学科等を含む。）の名称、卒業又は修了の年月日

(エ) 教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日

(オ) 特別支援学校の教員の免許状にあつては、新教育領域の追加の定めを行った年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）

(カ) その他授与権者において必要と認める事項

二 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

三 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成九年文部省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 「略」</p> <p>十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う施設</p> <p>十一〇十四 「略」</p>	<p>(介護等の体験を行う施設)</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一〇九 「同上」</p> <p>十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス(療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行う施設</p> <p>十一〇十四 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 次に掲げる省令の規定中「同法第百八条第七項、第百二十二条又は第百三十二条」を「同法第百二十二条若しくは第百三十二条又は学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)による改正前の学校教育法第百八条第七項」に改める。

一 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第三十四号)附則第三條

二 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十二年文部科学省令第九号)附則第二條第二項

附 則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条の規定 公布の日
- 二 第一条中別記第一号様式の改正規定 令和八年十月一日